平成 29 年 (2017 年) 3 月 14 日 総 務 委 員 会 資 料 経 営 室 人 事 担 当

## (第17号議案)

「公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例」の制定について

平成25年度より特別区から「一般社団法人地方税電子化協議会」へ1名の職員派遣を行っており、特別区において協議した結果、平成29年度より2年間、中野区より職員派遣を行うこととなったことから、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、当該派遣に係る条例を定める。

## 1 概要

(1) 派遣先を、一般社団法人地方税電子化協議会とする。

法人の目的:地方公共団体の相互協力を基本理念として地方税の電子化を 推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、

地方税務行政の高度化及び効率化に寄与する。

所 在 地:千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館

(2) 派遣期間中及び派遣後の勤務条件等について、法に基づき条例で定めることと されている事項について規定する。

派遣期間中の身分:中野区職員の職は保有するが職務に従事しない。

派遣期間中の給与:派遣先団体で支給

職務内容:地方税の申告、申請、届出及び納税手続きシステムの

開発、運営事務

2 派遣予定職員

1名

3 派遣期間(予定)

平成29年4月1日から平成31年3月31日